

校庭美化活動における器具使用時の注意点

現在支部において備品登録・保有されている電動式・エンジン式でボランティア活動保険・基本プランで補償範囲とされて使用できるのは(一部使用方法に制約あり)以下の3器具です。

- ① チェーンソー ② ヘッジトリマー ③ 刈払機

使用時の注意点及び順守事項

- ① チェーンソー ・使用の安全研修及び講習を受講終了した人のみ使用。
・低木の伐採・枝打ち払い作業で高木伐採はしない。
・枝に広がりがあり危険なので周辺に人のいない安全な場所の確保・確認。
- ② ヘッジトリマー ・使用経験のある練達した人のみ使用。
・使用時は(半径3M)に人のいないことを確認。
- ③ 刈払機 ・使用経験のある練達した人のみ使用。
・使用場所は、半径15M以内に人及び障害物が無いことを確認。
・障害物付近は2人1組で実施しビニールシート等で飛散防止策を講じる。
(障害物とは、校舎・自動車・道路等・・・小石等が飛散し傷つけることも)
- * 作業開始時は安定した場所で器具の初動を実施。
 - * 電動コードの使用時は肩の上から廻し背中側(後ろ側)に延長コードがあること。
 - * 器具停止・休止時は必ず空廻り状態の終了を確認し器具を置く。
 - * 平地で、身体の安定した状態を保持し、不安定な状態・斜面での作業はしない。
 - * 欲張らず身体の前側・正面が作業範囲として作業する。

脚立を使用した作業は禁止

2年前に「2M以上の高いところでの作業はしていませんか？」との高所作業の注意喚起安全作業の文章提示がありましたが、その後も他所ではありますが高齢者における脚立の1段目2段目からの足の踏み外し落下する事故が続いて長期入院者も発生していますので、大津支部としては脚立を使用する2Mを超えるような高所作業は今後一切行わないこととします。学校との事前打ち合わせ時に申し出て了解確認を取ってください。

常に安全確認を行い「無理しない、出来ることを、出来る範囲で！」の精神で身体・体調に注意しながら、安全に適した服装・装備(長袖・帽子・手袋・履物・ゴーグル等)で活動にあたってください。また、事前・事後の安全確認・打ち合わせは必ず活動者全員で実施のこと。